

指定停止措置一覧

令和 8 年 1 月 15 日現在

建設関連業務委託

No.	資格者名	本社所在地	指定停止の理由	該当事項	指名停止期間
1	株式会社 トニー チコンサルタント	東京都渋谷 区本町一丁 目 13-3	東海旅客鉄道(株)管内に おける跨線橋点検等業務に おいて、独占禁止法第 3 条 (不当な取引制限の禁止) の規定に違反する行為を行 っていたとして、令和 7 年 12 月 19 日付けで公正取引 委員会から独占禁止法の規 定に基づき排除措置命令及 び課徴金納付命令を受けた ことによる。	別表 (2) 第 2 (独占禁止法違 反)	R8.1.15～ R8.7.14 (6 月)